

大阪市子どもの生活に関する実態調査業務委託 募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

大阪市子どもの生活に関する実態調査業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざし、こどもの貧困対策を総合的に推進していくにあたり、市の実情に応じたこどもの貧困対策の効果的な支援のあり方を検証し、支援を必要とする家庭を確実に支援する仕組みの構築のため、子どもの生活に関する実態調査を実施する。

実施にあたり、対象となる児童や生徒、その保護者の調査対象者が回答しやすい調査票の構成や、学校園等に負担の少ない配付回収方法、短期間での調査結果のデータ化を行う必要があるため、一連の業務を短期間で円滑に進めることができるよう、受注者のもつ広範で専門性の高い知識と経験、それらに基づく企画提案力を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」を参照

(3) 事業規模（契約上限額）

金 36,520,000円（消費税含む）

※令和5年度予算の編成過程で変更となる場合がある。

(4) 契約期間

令和5年5月中旬 ～ 令和5年8月25日（金）

※契約の締結は、令和5年度予算の成立以降に行う。

(5) 納入場所

大阪市子ども青少年局企画部企画課（こどもの貧困対策推進担当）

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料等

実態調査の調査項目

調査に必要な学校、施設に関するデータ等

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約

締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じる
ことがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約保証金

契約保証金 要

ただし、大阪市契約規則第 37 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、契約保証金は
免除する。

保証人 不要

(4) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術
的判断等について、これを再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の
再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の
承諾を得なければならない。

エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明
確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施し
なければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間
中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
者であってはならない。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基
づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格等

次の(1)～(4)をすべて満たす事業者でなければならない。

(1) 「地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

(2) 令和 4・5・6 年度本市入札参加有資格者名簿に次のいずれかの業務委託種目で登録して
いること。

- ・「10 情報処理-01 情報処理-03 データ入力・作成」
- ・「10 情報処理-01 情報処理-04 情報処理サービス」
- ・「10 情報処理-01 情報処理-06 その他情報処理」
- ・「09 環境その他調査・検査-03 その他調査-01 その他環境に係る調査」

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要
綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。

5 スケジュール

・ 募集開始	令和5年3月27日(月)
・ 参加申請書受付開始	令和5年3月27日(月)
・ 質問受付締切日	令和5年4月3日(月)
・ 質問に対する回答日	令和5年4月6日(木)
・ 参加申請書提出締切日	令和5年4月13日(木)
・ 参加資格決定通知	令和5年4月17日(月)
・ 企画提案書の提出期限	令和5年4月25日(火)
・ プレゼンテーション開催日	令和5年5月上旬(別途通知)
・ 選定結果通知	プレゼンテーションから概ね1週間後
・ 契約締結・事業開始	令和5年5月中旬
・ 事業完了・納品日	令和5年8月25日(金)

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

- ア 受付期間 令和5年3月27日(月)から令和5年4月3日(月)午後3時まで
- イ 提出方法 質問票(様式1)に必要事項を記入のうえ、Eメールにより提出すること。(アドレスは「8(3)提出先、問合せ先」に記載)

※件名は、「子どもの生活に関する実態調査業務委託に関する質問」と記載すること。

- ウ 回答 回答は大阪市役所ホームページに随時掲載していくこととし、最終の回答は令和5年4月6日(木)までに行うこととする。(大阪市役所ホームページは、「8(3)提出先、問合せ先」に記載)

(2) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- ア 受付期間 令和5年3月27日(月)から令和5年4月13日(木)午後5時まで
- イ 提出書類

- ① 参加申請書(様式2)
- ② 誓約書(様式3)
- ③ 法人(団体)の概要(様式4)
- ④ 最近2事業年度の実績(貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び事業報告書)

- ウ 提出部数 1部

- エ 提出場所 「8(3)提出先、問合せ先」に記載
- なお、提出にあたっては、事前に「8(3)提出先・問合せ先」に電話連絡の上、持参すること。郵送、FAX、E-mailによる受付は行わない。

オ 参加資格決定通知

すべての参加申請者に対し、令和5年4月17日(月)に、様式2に記載の担当者メールアドレスあてに電子メールにて通知する。

(3) 企画提案書の提出

- ア 企画提案書等は、本市子ども青少年局ホームページからダウンロードするが、A4横書きとし、任意様式とする。

イ 企画提案書は正本1部、副本5部（副本は複写可）計6部（A4版）で、それぞれ綴じて提出すること

副本5部のうち3部については、事業者名が読み取れないよう、名称等をマスキング（黒塗り）したものに①から④までのインデックスを添付し、提出すること。

ウ 企画提案書の必須項目は以下のとおりとし、簡潔にわかりやすい資料作成を行うこと。

- ① 大阪市子どもの生活に関する実態調査業務委託企画提案書（様式5）
- ② 類似事業実績（様式6）
- ③ 経費積算書（様式7）
- ④ 最近2事業年度の実績（事業報告書）

※①②③は任意の様式も可。④については募集要項6（2）により参加資格申請時に提出した書類を以て正本及び副本に代えることができる。

エ 受付期間 令和5年4月19日（水）から令和5年4月25日（火） 午後5時まで

オ 提出場所 「8（3）提出先、問合せ先」に記載

なお、提出にあたっては、事前に「8（3）提出先・問合せ先」に電話連絡の上、持参すること。郵送、FAX、E-mailによる受付は行わない。

7 選定に関する事項

（1）選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

選定基準	採点基準	配点	
事業目的及び委託内容の理解度	事業の目的を十分に理解しているか。 運営理念・方針が妥当なものであるか ※こどもの貧困への理解・調査対象への理解	10点	
企画内容の有効性	調査対象者に配慮した調査票の構成の提案がなされているか ※外国籍の方、障がいをお持ちの方、長期欠席を含む	10点	40点
	短期間での調査票の配付回収方法について有効な提案になっているか ※学校や施設に負担の少ない提案になっているか	10点	
	短期間での大量のデータ処理が可能か	10点	
	実施が可能な日程か	10点	
実施体制	事業運営を滞りなく進めることが可能な人員体制を築いているか	10点	20点
	作業を円滑に進めることが可能な作業スペースを確保しているか	10点	

実績	これまで同種の実態調査を請け負った実績はあるか	5点	10点
	事業を委託するにあたって十分に信頼をおける実績を有しているか	5点	
情報管理	団体として法令を遵守した運営がなされているか。 データ管理やデータ保管方法が適切であるか。 ※センシティブな情報を取扱うため適切な保管等の提案となっているか	10点	
経費積算の 妥当性	事業内容、職員体制等を勘案して収支計画書は妥当性を有しているか ※提示された金額に見合った内容になっているか	10点	
合計		100点	

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、子どもの生活に関する実態調査業務委託事業者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ プレゼンテーション
開催日時、場所及び方法等は別途通知する。
- エ 審査の結果、評価点の合計点数が最も高い事業者を選定する。ただし、合計点数が満点の6割（平均点数60点）に満たない場合は委託事業者として選定しない。
- オ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「企画内容の有効性」についての得点が高い方とする。
- カ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合、および「企画内容の有効性」についての得点が高く同点であった場合、くじ引きで決定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に書面により通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
 - ウ すべての企画提案書は返却しない。
 - エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
 - オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
 - カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
 - キ 本委託事業で生じる成果物の所有権、著作権については、大阪市に帰属する。
- (2) 本事業は、令和5年度事業であり、令和5年度予算の成立により執行が可能となる。令和5年度予算編成の中で本事業が認められない場合は、提案を公募したことに留まり、効力は発生しない。
- (3) 提出先、問合せ先
- 〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20
大阪市こども青少年局企画部企画課（こどもの貧困対策推進担当）
TEL : 06-6208-8153
メール : fb0002@city.osaka.lg.jp
ホームページ :
https://www.city.osaka.lg.jp/templates/proposal_hattyuuankenn/kodomo/0000595096.html